

知多市民間保育所等整備・運営事業者募集要項の主な変更点

令和6年10月1日

幼児保育課

1 整備・運営条件

- ・整備対象区域は、八幡小学校区内の一部分に限定していたが、八幡小学校区を基本としつつ、つつじが丘小学校区、佐布里小学校区の八幡小学校区との境界付近を敷地として利用可能とした。
- ・整備対象区域は、各種ハザードマップのハザードのいずれにも該当しない区域としていたが、各種ハザードマップのうち、知多市洪水ハザードマップの浸水実績図は要件から除外した。

2 利用児童の定員

- ・0～5歳児「129人～163人」を「111人～163人」に変更した。

3 敷地に関する協議

- ・敷地の選定に当たり事業者が本市の関係部署と用地や事業計画に関する協議を行う場合は、必要に応じて支援を行う旨を追加した。

4 保護者、職員等の駐車場

- ・保護者等及び職員数に応じた駐車場を新園に隣接した場所に確保するものとしていたが、隣接地に限定せず、歩行距離、交通安全に配慮した場所に確保するものと変更した。

5 寺本保育園の備品

- ・寺本保育園の備品は市が処分するものとしていたが、市が譲渡することが可能な備品については、新園への移転後に事業者へ譲渡することができるものとした。

6 スケジュール

- ・募集要項（再募集）に記載のとおりスケジュールを一部変更した。